

重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日
記入者名	和田 将大
所属・職名	さわやかあかしの里 施設長

1. 事業主体概要

種類	個人 / 法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきかいしゃさわやかくらぶ 株式会社さわやか倶楽部	
主たる事務所の所在地	〒 802-0044 北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号	
連絡先	電話番号	093-551-5555
	F A X 番号	093-513-3222
	ホームページアドレス	https://www.sawayakclub.jp/
代表者	氏 名	山本 武博
	職 名	代表取締役
設立年月日	2004 年 12 月 1 日	
主な実施事業	※別紙 1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	さわやかあかしのさと さわやかあかしの里
所在地	〒674-0092 兵庫県明石市二見町東二見1159番6	
主な利用交通手段	最寄駅	東二見駅
	交通手段と所要時間	①山陽電鉄本線 ・東二見駅より車で約5分 ②バス利用の場合 ・二見北郵便局前バス停より徒歩4分
連絡先	電話番号	078-330-5423
	FAX番号	078-330-5424
	ホームページアドレス	https://www.sawayakclub.jp/akashinosato/
管理者	氏名	和田 将大
	職名	施設長
建物の竣工日		2021年5月25日
有料老人ホーム事業の開始日		2021年7月1日

(類型) 【表示事項】

① 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 3 住宅型 4 健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	2872005422
	指定した自治体名	明石市
	事業所の指定日	2021年7月1日
	指定の更新日（直近）	

3. 建物概要

土地	敷地面積	1704.71m ²				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地				
		2 事業者が賃借する土地				
		抵当権の有無	1 あり 2 なし			
		契約期間	1 あり 2 なし			
	契約の自動更新	1 あり 2 なし				
建物	延床面積	全体	2753.88m ²			
		うち、老人ホーム部分	2753.88m ²			
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()				
	構造	1 鉄筋コンクリート 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	1 あり 2 なし			
		契約期間	1 あり 2 なし			
		契約の自動更新	1 あり 2 なし			
	居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室			
2 相部屋あり						
最小			1 人部屋			
		最大	2 人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
タイプ1		有/無	有/無	18.40m ²	25室	介護居室個室
タイプ2		有/無	有/無	18.57m ²	8室	介護居室個室
タイプ3		有/無	有/無	18.71m ²	8室	介護居室個室
タイプ4		有/無	有/無	18.86m ²	1室	介護居室個室
タイプ5		有/無	有/無	18.95m ²	6室	介護居室個室
タイプ6	有/無	有/無	19.12m ²	2室	介護居室個室	
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一次介護室」の別を記入。						

共用施設	共用便所における 便房	7ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	2ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	7ヶ所
	共用浴室	4ヶ所	個室	2ヶ所
			大浴場	2ヶ所
	共用浴室における 介護浴槽	2ヶ所	チェアー浴	1ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	1ヶ所
			その他（	0ヶ所
食堂	① あり 2 なし			
入居者や家族が利用 できる調理設備	1 あり ② なし			
エレベーター	1 あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし			
消防用設備 等	消火器	① あり 2 なし		
	自動火災報知設備	① あり 2 なし		
	火災通報設備	① あり 2 なし		
	スプリンクラー	① あり 2 なし		
	防火管理者	① あり 2 なし		
	防災計画	① あり 2 なし		
その他	相談室・洗濯室・駐車場・健康管理室・理美容コーナー等			

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	当施設の運営については、介護付有料老人ホーム「さわやかあかしの里」が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者が心豊かに、明るく生活できるよう配慮致します。			
サービスの提供内容に関する特色	入居者様の人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え各個人に応じた適切なサービスに努めます。			
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	2 委託	3 なし	
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし	
洗濯、掃除等の家事に供与	① 自ら実施	② 委託	3 なし	
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし	
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし	
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし	

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	① あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	夜間看護体制加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	① あり	3 なし
	協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	① あり	2 なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	口腔機能向上加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	ADL維持等加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
		(Ⅲ)	① あり	2 なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
		(Ⅲ)	1 あり	② なし
	入居継続支援加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	退去時情報提供加算		1 あり	② なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	新興感染症等施設療養費		1 あり	② なし
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	① あり	2 なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1		
	② なし			

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① ② ③ ④ 救急車の手配 入退院の付き添い 通院介助 その他（ ）	
協力医療機関	1	名称	医療法人若葉会 明石回生病院
		住所	兵庫県明石市二見町東二見549番地1
		診療科目	内科・胃腸科等
		協力内容	健康管理・緊急時の対応等
	2	名称	医療法人社団元葉 ていきクリニック
		住所	兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番1号1階
		診療科目	内科・循環器内科
		協力内容	健康管理・緊急時の対応等
	3	名称	大西メディカルクリニック
		住所	兵庫県加古郡稲美町国岡2-9-1
		診療科目	内科・精神科
		協力内容	健康管理・緊急時の対応等
協力歯科医療機関		名称	アップル歯科クリニック
		住所	兵庫県明石市大久保町高丘3丁目3番1号
		協力内容	月1回程度の訪問歯科診療等

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 ()	
判断基準の内容		①主治医又は協力医療機関等が、医学的な見地から必要と判断した場合 ②心身の状況により、管理者が必要と判断した場合 ③被保険者証に、認定審査会の意見として記載がある場合	
手続きの内容		入居者若しくはその家族と同意書を交わす。	
追加的費用の有無		1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		一時的に利用する共用施設であり、居室の利用権に変更はない。	
前払金償却の調整の有無		1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし	
	便所の変更	1 あり 2 なし	
	浴室の変更	1 あり 2 なし	
	洗面所の変更	1 あり 2 なし	
	台所の変更	1 あり 2 なし	
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
2 なし			

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	自立及び介護保険法における、要支援1から要介護5までの認定を受けた65歳以上の高齢者及び第2号被保険者。	
契約の解除の内容	・以下のいずれかに該当する場合に、契約は終了するものとします。 1、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書第16条の契約の終了事由に該当した場合 2、入居者からの契約解除に基づき解除をおこなった場合 3、事業者からの契約解除に基づき解除を通告し、予告期間が満了した場合 ・入居者は以下に該当した時は30日以上前に規程様式の解約届を事業者へ提出し、契約を解除することができます。 1、入居者及び身元引受人が退去を希望する場合。 2、事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく特定施設サービスを実施しない場合。 3、事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反したとき。 4、事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他重大な事情が認められる場合。 5、他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。 ・事業者は以下に該当した時は、30日以上予告期間をもって契約を解除することができます。 1、他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。 2、利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。 3、入居時の提出書類で虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。 4、入院、外出等で3ヶ月以上居室を利用できなくなったとき。 5、利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であつて、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。 6、その他、利用契約の条項に反したとき。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書 第29条
	解約予告期間	1ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	① あり（内容：2泊まで無料 以降1泊5,500円、食事込） 2 なし	
入居定員	50人	
その他	その他 生活の様子をブログや広報誌に掲載することがあります。	

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算 人数 ※1 ※2
	合 計			
		常勤	非常勤	
管理者	1.0	1.0	0.0	0.5
生活相談員	2.0	2.0	0.0	1.0
直接処遇職員	25.0	18.0	6.0	17.0
介護職員	19.0	13.0	6.0	14.0
看護職員	4.0	3.0	1.0	3.3
機能訓練指導員	1.0	1.0	0.0	1.0
計画作成担当者	1.0	1.0	0.0	1.0
栄養士	0.0	0.0	0.0	0.0
調理員	0.0	0.0	0.0	0.0
事務員	2.0	2.0	0.0	1.0
その他職員	0.0	0.0	0.0	0.0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40時間

※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

（職務内容）

1 管理者

管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 生活相談員

生活相談員は、利用者又はその家族の相談援助及び利用者の社会生活に必要な支援に従事する。

3 介護職員

介護職員は、利用者の介護その他日常生活に係わる援助を行う。

4 看護職員

看護職員は利用者の日常における健康管理、救急時の対応・医師との連携等の業務を行う。

5 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

6 計画作成担当者

計画作成担当者は、特定施設サービス計画に関する業務を行う。

7 事務員

事務員は、事務全般の業務を行う。

(資格を有している介護職員の人数)

		合 計	
		常勤	非常勤
社会福祉士	1	1	0
介護福祉士	6	3	3
実務者研修の修了者	4	4	0
初任者研修の修了者	2	1	1
介護支援専門員	1	1	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

		合 計	
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	1	1	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (19時～ 7時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	2人	2人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1以上 b 2 : 1以上 c 2.5 : 1以上 d 3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.6 : 1以上
※公告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である 有料老人ホームの介護サービス提供 体制 (外部サービス利用型特定施設 以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務		1 あり 2 なし							
		業務に係る資格等		1 あり							
		資格等の名称	介護福祉士								
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		3	1	5	1	1	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数		0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
年業務に 従事した 人数 の経験	1年未満	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0
	1年以上 3年未満	2	0	5	3	0	0	1	0	1	0
	3年以上 5年未満	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0
	5年以上 10年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況				1 あり 2 なし							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払方式 【表示事項】		1 全額前払い方式	
		2 一部前払い・一部月払い方式	
		③ 月払い方式	
		4 選択方式 ※該当する方式を 全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定		1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定		1 あり ② なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金 の改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数 及び人件費等を勘案する。	
	手続き	手続き 運営懇談会において入居者もしくは身元引受人 に説明する。	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		要支援1	要介護5
	年齢		86歳	84歳
居室の状況	床面積		18.40㎡	19.12㎡
	便所		①有 2 無	①有 2 無
	浴室		1 有 ②無	1 有 ②無
	台所		1 有 ②無	1 有 ②無
入居時点で必要な費用	前払金		0円	0円
	敷金		0円	0円
月額費用の合計			約214,664円	約234,074円
家賃（非課税）			60,000円	60,000円
サービス費用	介護保険外※2	特定施設入居者生活介護の費用 ※1	5,639円	25,049円
		食費	62,280円	62,280円
			(消費税5,766円)を含みます	(消費税5,766円)を含みます
		管理費	68,045円	68,045円
			(消費税6,185円)を含みます	(消費税6,185円)を含みます
		介護費用	0円	0円
			(消費税 円)を含みます	(消費税 円)を含みます
		光熱水費	約7,700円	約7,700円
(消費税約700円)を含みます	(消費税約700円)を含みます			
その他	約11,000円	約11,000円		
	(消費税約1,000円)を含みます	(消費税約1,000円)を含みます		

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合、利用者に対してサービス提供証明書を交付する。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

※契約期間の中途において消費税率の改定もしくは介護保険利用者負担金に関わる基本単位の変更が行なわれた場合には、事業者からの通知の有無にかかわらず、

消費税率改定後の税率および変更後の基本単位により計算することとします。

※食費は1日3食おやつを含み提供。朝食、昼食、夕食各692円（消費税52円を含む）

(利用料金の算定根拠)

費 用	算定根拠
家賃	60,000円
敷金	0円
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	68,045円
食費	62,280円
光熱水費	水道代(定額1,650円税込)＋電気代(共有部との面積按分による)
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	寝具リース料(85円/日消費税8円含む)・預かり金手数料(1,100円/月消費税100円含む)・洗濯業務委託料(5,296円/月消費税482円含む)・電話料(実費)・複写物(10円/枚消費税込)・買い物代行(1,100円/時消費税100円含む)・個別の外出付き添い(1,650円/時消費税150円含む)等

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護報酬の告示上の額
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	なし
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間(償却年月数)		ヵ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

※人数は単位の記入不要

性別	男性	10
	女性	35
年齢別	65歳未満	0
	65歳以上75歳未満	3
	75歳以上85歳未満	6
	85歳以上	36
要介護度別	自立	0
	要支援 1	2
	要支援 2	6
	要介護 1	13
	要介護 2	6
	要介護 3	8
	要介護 4	9
	要介護 5	1
入居期間別	6ヶ月未満	6
	6ヶ月以上1年未満	4
	1年以上5年未満	35
	5年以上10年未満	0
	10年以上15年未満	0
	15年以上	0

(入居者の属性)

※単位の記入不要

平均年齢	89.56
入居者数の合計	45
入居率※	90.00%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

※人数は単位の記入不要

退去先別の人数	自宅等	0
	社会福祉施設	4
	医療機関	1
	死亡者	12
	その他	0
生前解約の状況	施設側の申し出	0
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	5
		(解約事由の例) 他施設への移動 長期入院

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称		さわやかあかしの里	
	電話番号		078-330-5423	苦情解決担当者 生活相談員 石崎光
	対応している時間	平日	8:30～17:30	
		土曜	8:30～17:30	
		日曜・祝日	8:30～17:30	
定休日		なし		
2	窓口の名称		株式会社さわやか倶楽部	
	電話番号		093-551-5555	
	対応している時間	平日	8:30～17:30	
		土曜	8:30～17:30	
		日曜・祝日	8:30～17:30	
定休日		なし		
3	窓口の名称		明石市福祉局高齢者総合支援室	
	電話番号		078-918-5091	
	対応している時間	平日	9:00～17:00	
		土曜	なし	
		日曜・祝日	なし	
定休日		土曜日・日曜日・祝日及び年末年始		
4	窓口の名称		明石市福祉局福祉施設安全課	
	電話番号		078-918-5279	
	対応している時間	平日	9:00～17:00	
		土曜	なし	
		日曜・祝日	なし	
定休日		土曜日・日曜日・祝日及び年末年始		
5	窓口の名称		明石市介護保険担当課	
	電話番号		078-912-1111	
	対応している時間	平日	9:00～17:00	
		土曜	なし	
		日曜・祝日	なし	
定休日		土曜日・日曜日・祝日及び年末年始		
6	窓口の名称		兵庫県国民健康保険団体連合会	
	電話番号		078-332-5617	
	対応している時間	平日	8:45～17:15	
		土曜	なし	
		日曜・祝日	なし	
定休日		土曜日・日曜日・祝日及び年末年始		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) サービスの提供に伴って当事業所の責任により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 保険会社と協議の上、対応を行います。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	2025年 1月26日
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年 2 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名 :)	
	② なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし	
	③ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	① あり 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「6. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類: 別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)

別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

様 印

説明年月日 年 月 日

説明者署名 印

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が明石市市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり ☒ なし		
訪問入浴介護	あり ☒ なし		
訪問看護	あり ☒ なし		
訪問リハビリテーション	あり ☒ なし		
居宅療養管理指導	あり ☒ なし		
通所介護	あり ☒ なし		
通所リハビリテーション	あり ☒ なし		
短期入所生活介護	あり ☒ なし		
短期入所療養介護	あり ☒ なし		
特定施設入居者生活介護	あり ☒ なし		
福祉用具貸与	あり ☒ なし		
特定福祉用具販売	あり ☒ なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり ☒ なし		
夜間対応型訪問介護	あり ☒ なし		
認知症対応型通所介護	あり ☒ なし		
小規模多機能型居宅介護	あり ☒ なし		
認知症対応型共同生活介護	あり ☒ なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり ☒ なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり ☒ なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり ☒ なし		
居宅介護支援	あり ☒ なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	あり ☒ なし		
介護予防訪問入浴介護	あり ☒ なし		
介護予防訪問看護	あり ☒ なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり ☒ なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり ☒ なし		
介護予防通所介護	あり ☒ なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり ☒ なし		
介護予防短期入所生活介護	あり ☒ なし		
介護予防短期入所療養介護	あり ☒ なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり ☒ なし		
介護予防福祉用具貸与	あり ☒ なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり ☒ なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり ☒ なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり ☒ なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり ☒ なし		
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり ☒ なし		
介護老人保健施設	あり ☒ なし		
介護療養型医療施設	あり ☒ なし		

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無											
	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス（利用者一部負担※1）				個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考	あり		
		なし	あり		なし	あり	含有※2			都度※2	料金※3
介護サービス											
食事介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
おむつ代					なし	あり					
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
特浴介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
機能訓練	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
通院介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	○	1,650円/時間 （消費 税150円 含）	協力医療機関以外は1,650円/時間（税込）		
生活サービス											
居室清掃	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
リネン交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	○	寝具 リース 料85円/ 日（消 費税8円 含）			
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	なし	あり	○	5,296円/月（消 費税482 円含 む）			
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	なし	あり					
入居者の嗜好に応じた特別な食事					なし	あり					
おやつ					なし	あり			月額		
理美容師による理美容サービス					なし	あり	○	実費/月 2回	月額の食費を含む		

買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	1,100円/時間 (消費 税100円 含)	明石市、加古川市、神戸西区
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				

金銭・貯金管理			なし	あり	○		預かり 金手数 料1,100 円/月 (消費 税100円 含)	
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり	なし	あり		年2回
健康相談			なし	あり	なし	あり		
生活指導・栄養指導			なし	あり	なし	あり		
服薬支援			なし	あり	なし	あり		
生活のリズムの記録(排便・睡眠等)			なし	あり	なし	あり		
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり		○	1,650円/時間 (消費 税150円 含)	協力医療機関以外は1,650円/時間(税込)
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		○	1,650円/時間 (消費 税150円 含)	協力医療機関以外は1,650円/時間(税込)
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				

※1 : 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。
 ※2 : 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に○を記入する。
 ※3 : 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

有料老人ホームの類型

類 型	類 型	説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活 介護)		介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)		介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム (注)		生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等のサービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム (注)		食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表	示	事	項	表	示	事	項	説	明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）		利用権方式			建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービスの部分が一体となっているものです。				
		建物賃貸借方式			賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービスの部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。				
		終身建物賃貸借方式			建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。				
		全額前払い方式			終身にわたって受領する家賃又はサービスの費用の全部を前払金として一括して受領する方式。				
利用料の支払方式（注1・注2）		一部前払い・一部月払い方式			終身にわたって受領する家賃又はサービスの費用の一部を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式				
		月払い方式			前払い金を受領せず、家賃又はサービスの費用を月払いする方式				
		選択方式			入居者により全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。				
		入居時自立			入居時において自立である方が対象です。				
入居時の要件（右のいずれかを表示）		入居時要介護			入居時において要介護認定を受けている方（要支援認定を受けている方を除く）が対象です。				
		入居時要支援・要介護			入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。				
		入居時自立・要支援・要介護			自立である方も要支援・要介護認定を受けている方も入居できます。				

介護保険	明石市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができま。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。(注3)
	明石市指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができま。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します(注3)
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです。(注5)
居室区分(右のいずれかを表 示。※には1～4の数値を表 示)(注4)	相部屋あり(※人部屋～※人部 屋)	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
	1. 5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1. 5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1. 5倍以上の人数です。
	2. 5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2. 5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスの提供するためには少なくとも満たさなければならぬ基準以上の人数です。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制(右のいずれかを表示)(注6)		

[illegible]

注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。

注2) 「前払金方式」(従来の一時金方式)については、「家賃又はサービス費用の全額を前払すること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払すること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払する方式なのか、一部を前払する方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。

注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

注4) 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室介護」と表示することになります。

注5) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

注6) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとして想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在に要介護者が少なく1.5:1以上の表示を行うこともありますが、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを提供する場合には、2.5:1以上の表示を行います。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第15条第1項を第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」「2:1」又は、「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

注7) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示する必要があることです。

注8) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

変更届出書

2025 年 6 月 18 日

明石市長殿

所在地 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号

申請者 名称 株式会社さわやか倶楽部

代表者職名・氏名 代表取締役社長
山本 武博

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号		2	8	7	2	0	0	5	4	2	2
法人番号		1	2	9	0	8	0	1	0	0	6
名称		さわやかあかしの里									
所在地		兵庫県明石市二見町東二見1159番6									
サービスの種類		(介護予防)特定施設入居者生活介護									
変更年月日		2025 年 7 月 1 日									
変更があった事項(該当に○)		変更の内容									
事業所(施設)の名称		(変更前)									
事業所(施設)の所在地		※重要事項説明書									
申請者の名称											
主たる事務所の所在地											
法人等の種類		食費 58,320円 管理費 67,400円									
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名											
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)											
共生型サービスの該当有無											
事業所(施設)の建物の構造及び専用区画等											
備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)											
利用者の推定数											
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。)											
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		(変更後)									
○ 運営規程		※重要事項説明書									
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関											
事業所の種別		食費 62,280円 管理費 68,045円									
提供する居宅療養管理指導の種類											
事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床型・併設型の別)											
利用者、入所者又は入院患者の定員											
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)											
併設施設の状況等											
介護支援専門員の氏名及びその登録番号											

備考

- 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

付表第一号（十二） 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	12908001006728									
	フリガナ	サワヤカアカシノサト									
	名称	さわやかあかしの里									
	所在地	(郵便番号 674 - 0092) 兵庫県 明石市 二見町東二見1159番6									
	連絡先	電話番号	078-330-5423 (内線)				FAX番号	078-330-5424			
	Email	akashinosato@sawyakajclub.jp									
施設区分 (該当に○)	有料老人ホーム	☐									
	軽費老人ホーム										
	サービス付き高齢者向け住宅										
	介護専用型										
入居者の要件 (該当に○)	介護専用型以外	☐									
	サービスの提供形態 (該当に○)	一般型	☐								
管理者	フリガナ	ワダ マサヒロ				住所	(郵便番号 673 - 0014)				
	氏名	和田 将大					明石市川崎町2-13-1241				
	生年月日	1989年4月14日									
		当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					生活相談員				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)					名称 兼務する職種 及び勤務時間等					
協力医療機関	名称	明石回生病院				主な診療科名	内科				
	名称	ていクリニック				主な診療科名	泌尿器科				
	名称	アップル歯科クリニック				主な診療科名	歯科				
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		0	2	3	0	10	3	1	0	1	0
非常勤(人)		0	0	1	0	6	0	0	0	0	0
常勤換算後の人数(人)		1		3.3		14					
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
建物の構造		☒ 耐火建築物		☒ 準耐火建築物		☐ その他					
入居定員		50 人									
利用者数		47.6 人 (前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)									
		要介護者 38 人		要支援者 9.6 人							
添付書類		別添のとおり									

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護

さわやかあかしの里運営規程

第1条 (目的)

この規程は、株式会社さわやか倶楽部が設置経営するさわやかあかしの里(以下「施設」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適切かつ円滑な執行を図り利用者に適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施設入居者生活介護」という。)を提供することを目的とする。

第2条 (基本方針)

施設は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、当該特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者が当該特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 施設の従業者は、特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。又、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を適切に行う。

3 特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮していく。

4 施設は、特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 施設は、自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

6 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 常勤 1 名 (兼務可能)

管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 生活相談員 1 名以上 (兼務可能)

常勤換算法で 1.0 以上

生活相談員は、利用者又はその家族の相談援助及び利用者の社会生活に必要な支援に従事する。

- 3 介護職員 常勤1名以上（利用者3名に対して1名 兼務可能）
介護職員は、利用者の介護その他日常生活に係わる援助を行う。
- 4 看護職員 常勤1名以上
常勤換算法で2.0以上
看護職員は利用者の日常における健康管理、救急時の対応・医師との連携等の業務を行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 6 計画作成担当者 1名以上（兼務可能）
計画作成担当者は、特定施設サービス計画に関する業務を行う。

第4条（入居定員及び居室数）

施設の入所定員は50名とする。

居室数 50室

第5条（特定施設入居者生活介護の内容）

施設が行う特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 介護サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又必要な支援を行うものとする。尚、利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。
- 2 入浴の実施に当たっては自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴が困難な利用者については、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
施設の入浴回数は1週間に3回とする。
- 3 排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施する。
- 4 施設は利用者の心身状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 5 利用者の健康診断は、年1回以上受ける機会を設け、健康診断をご入居者様が行った場合には、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
- 6 利用者の健康保持に当たっては、特に老人と特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 7 利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。
- 8 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、又生きがい活動や公共サービス及び行政機関に対する手続き等に関する情報提供を行うものとする。
- 9 利用者の心身の状況を踏まえ、生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 10 利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保する。

第6条（特定施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき問題に基づき、他の特定施設従業者と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得る。また、特定施設サービス計画を作成した際には、利用者に交付する。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

第7条（利用料）

特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、自己負担分の額とする。

法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合、利用者に対してサービス提供証明書を交付する。

第8条（その他の費用）

その他の費用の額は、別紙のとおりとする。

第9条（利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続）

全て個室の介護居室の為一時介護室への移動はないものとする。

第10条（施設の利用に当たっての留意事項）

利用者は、特定施設入居者生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 利用者は共同生活の施設であることを考慮し他の利用者に迷惑のかからないよう心がけなければならない。また、施設の諸行事、レクリエーション等に参加協力するよう努力することとする。
- (2) 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届けに所要事項を記入し、届け出るものとする。
- (3) 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
来訪者が利用者の居室または設備がある事業所については、外来宿泊室に宿泊しようとするときは、必ず管理者の承認を受けなければならない。
- (4) 利用者は、できるかぎり居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めなければならない。
- (5) 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。
- (6) 利用者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するよう

な言動のないように努める。

- (7) 利用者は、管理者の承認を得ずに、居室の形状を変更するような造作を加えてはならない。
- (8) 利用者は、敷地内に造作等をしようとするとき敷地内に自転車・自動車等を保有しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。
- (9) 利用者は、居室または敷地内において動物を飼育してはならない。
- (10) 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。
- (11) 利用者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は理由がない限り拒否してはならない。
- (12) 機能訓練室を利用する場合は、職員の指示のもとに行う。
- (13) 持ち込み生活物品についての留意点
 - 持ち込み時は記名のうえ、事業所への報告・物品確認のための撮影の実施
 - 経年劣化・破損・紛失による代替が可能な安価な物の選択
 - 多額の現金や通帳、思い出深い代替の効かない物品の持ち込みは極力避ける

第11条（緊急時等における対応方法）

施設の従業者は、現に特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第12条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者は、施設の管理者をもってあて、火元責任者には事業所の看護職員及び介護職員をもってあてる。
- 3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - (2) 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
 - (3) 非常災害用の設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第13条（内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等）

施設は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結する。

第14条（特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

施設は、正当な理由なく、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。

- 2 施設は、利用者が特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げない。
- 3 施設は、利用申込者又は利用者が入院治療を要する者であること等利用者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努める。

第15条（身体拘束等について）

- 1 身体拘束は原則行わないが利用者の生命や身体を保護する為に緊急やむを得ず身体拘束を行う場合（切迫性・非代替性・一時性の3要素をすべて満たす場合）にのみ、施設全体で十分な検討、判断をし、その内容や理由を利用者、その家族に説明、同意を頂き、一時的に身体拘束を行う。その場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族に報告するものとする。尚、実施後は速やかな解除に努めるものとする。
- 2 身体拘束等の指針を整備し、また適正化のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催する。そしてその結果を従業員へ周知徹底を行い、身体拘束廃止へ向けた取り組みを継続していく。
- 3 施設で身体拘束等の適正化が行われるよう、取組事例を周知する。介護職員その他の従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

第16条（虐待の防止のための措置に関する事項）

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備すること
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- （5）施設で虐待防止措置が適切に行われるよう、取組事例を周知する。

第17条（サービス提供の記録）

施設は、特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入所している特定施設の名称を、特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。また提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

第18条（看護職員又は介護職員を、他の従業者と明確に区分するための措置）

施設は、看護職員及び介護職員について、指定特定施設において特定施設入居者生活介護を提供する間は、当該特定施設の他の業務に従事せず、要介護者等のサービス利用に支障がないとき以外に、要介護者等以外の当該特定施設の入所者に対するサービス提供は行わない。

- 2 施設は、施設の従業者以外の特定施設の従業者に、特定施設入居者生活介護の提供を行わせない。
- 3 区分を明確にするために、看護職員、介護職員の勤務予定表を施設内に貼りだし明示する。

第19条（受給資格等の確認）

施設は、特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って特定施設入居者生活介護の提供を行う。

第20条（要介護認定申請に係る援助）

施設は、特定施設入居者生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。

- 2 施設は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第21条（衛生管理）

施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 施設は、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第22条（事故発生時の対応）

施設は利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第23条（利用者に関する市町村への通知）

施設は、特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしに特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第24条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該特定施設入居者生活介護事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

第25条（秘密保持）

施設の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 3 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

第26条（会計の区分）

施設は、特定施設入居者生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

第27条（記録の整備）

施設は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供に関する諸記録を整備し、サービス終了後最終介護報酬受領日から5年間保存する。

第28条（研修の実施）

施設は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 三 身体拘束適正化研修 年2回以上
- 四 虐待の防止のための研修 年2回以上
- 五 感染症対策のための研修 年2回以上

第29条（苦情処理）

施設は、その提供したサービスに関する利用者又はその身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第30条（業務継続計画の策定等）

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条（その他）

- 1 事業所は、適切な特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社さわやか倶楽部代表取締役と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

1. この規程は、2021年7月1日から施行する。
2. この規程は、2023年6月1日から改訂する。
3. この規程は、2024年4月1日から改訂する。
4. この規定は、2024年6月1日から改訂する。
5. この規定は、2024年8月16日から改訂する。

別紙（その他の費用一覧）

<施設名> さわやかあかしの里

寝具リース料	85 円／日
預かり金手数料	1,100 円／月
理美容	それぞれのメニューは実費負担となります。 ご希望されるメニューにより価格は異なりご 希望される方にその都度料金の説明を行って います。
ヘルパーサービス	身体介護：1 時間 1,650 円（税込） 買物代行：1 時間 1,100 円（税込）
洗濯委託料	5,296 円／月
おむつ代	それぞれの商品は実費負担となります。 商品によって価格は異なり、ご購入を希望される方に その都度料金の説明を行っています。
電話代	実費
複写物	10 円／枚
ハウスクリーニング代	退去時：33,000 円（消費税 3,000 円を含む） マットクリーニング代：3,300 円（消費税 300 円を含む）
入浴	週 3 回を超える入浴を希望する場合 4 回目以降より下記の料金が発生します。 一般浴 1,100 円／回 特殊浴 1,650 円／回